

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置 に関する基本的な方針の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条に基づいて定められる母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。）は、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に示すとともに、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

今般、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が成立したこと等に伴い、基本方針について所要の改正を行う。

2. 主な改正の内容

○はじめに

- ・ 1. 方針のねらいにおいて、特別措置法が成立した旨等を加える。
- ・ 2. 方針の対象期間において、平成24年度までの5年間を平成26年度までの7年間に改める。

○第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- ・ 10. まとめの（2）父子世帯の状況において、就業支援の重要性を加える。

○第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- ・ 新たに父子家庭が対象となった施策については、父子家庭が対象となるように規定を改める。
- ・ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮を増大への努力に改め、対象に独立行政法人、特殊法人等を加える。
- ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関

する留意を加える。

- ・母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表を加えること。

○その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第11条第1項

4. 適用日

平成25年3月1日

○厚生労働省令第 311 号

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）の施行に伴い、及び母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第 2448 号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月一日から適用する。

平成二十五年三月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

せじふしふのふ「策定することとなった。」の次に次のように定める。

また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、平成 24 年 9 月 14 日、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成 24 年法律第 92 号。以下「特別措置法」という。）が成立した。特別措置法第 2 条は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと等を規定している。

せじふしふのふ「の趣旨や、せ「、特別措置法等の趣旨、」の次に「平成 24 年度、せ「平成 26 年度、」せ「5 年間、」の次に「

せ「について、」せ「あり、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い、せ「いるとともに、就業面で困難を抱えている者もあり、子育て、家事及び就業の支援が非常に重要である、」の次に「

せ「については、」せ「母の自立、せ「母等の自立、」の次に「せ「母については、せ「母等については、」せ「母の自立、せ「母等の自立、」の次に「せ「国が講ずべき、」の次に「せ「国が講ずべき、」の次に「せ「生活保護受給者等就労支援事業の推進、せ「生活保護受給者等の就労・自立の促進、」の次に「

⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。

せ「の次に「（職歴や年齢）及び（職歴や年齢）せ「母の、せ「母等の、」の次に「せ「の職歴及び回、」せ「母の、せ「母等の、」せ「回、」せ「母を、せ「母等を、」の次に「せ「母の、」せ「母等の、」の次に「せ「配属、せ「努力、」の次に「せ「母の、せ「母等の、」の次に「せ「国、」の次に「並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成 25 年政令第 3 号）に定める独立行政法人及び特殊法人、せ「適切な配慮を行う、せ「優先的に母子福祉団体等から購入するように努める、」の次に「せ「適切な配慮を行う、せ「優先的に母子福祉団体等から購入するように努める、」の次に「

⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
はじめに 1. 方針のねらい (1) (略) (2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針 我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年以上の歴史を持つているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成14年11月22日、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）が成立した。 平成14年の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定することとなった。 また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなか	はじめに 1. 方針のねらい (1) (略) (2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針 我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和27年に戦争未亡人対策から始まり50年以上の歴史を持つているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成14年11月22日、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律（平成14年法律第119号）が成立した。 平成14年の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の改正は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定することとなった。

ったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、平成24年9月14日、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。)が成立した。特別措置法第2条は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと等を規定している。 この基本方針は、母子及び寡婦福祉法、特別措置法等の趣旨、母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。 2. 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成20年度から平成26年度までの7年間とする。		この基本方針は、母子及び寡婦福祉法等の趣旨や母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。 2. 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。	
第1項	母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項	第1項	母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
1. ～9. (略)		1. ～9. (略)	
10. まとめ		10. まとめ	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 父子世帯の状況	父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加しており、また、生別世帯の割合は依然として高い。父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部	(2) 父子世帯の状況	父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加しており、また、生別世帯の割合は依然として高い。父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部

分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約2倍となっている。
また、公的制度等を利用する者はわずかであり、母子世帯に比べて相談相手がいらない者の割合が高い。
父子世帯については、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えているとともに、就業面で困難を抱えている者もあり、子育て、家事及び就業の支援が非常に重要である。

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭等については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行った、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「母子家

分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約2倍となっている。
また、公的制度等を利用する人はわずかであり、母子世帯に比べて相談相手無しという割合が高い。
父子世帯が困っていることとしては、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭等については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行った、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「母子家

庭及び寡婦自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自らの課題や方策を検討し、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。 都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行う必要がある。 市町村は、母子家庭等日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。	庭及び寡婦自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自らの課題や方策を検討し、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。 都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行う必要がある。 市町村は、母子家庭等日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。
(2) 就業支援の強化 母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の<u>母等</u>については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するため、の事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、<u>母子家庭の母等の自立</u>と生活の向上を図っていく必要がある。 (3)・(4) (略) 2. 実施する各施策の基本目標	(2) 就業支援の強化 母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の母については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまでも、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するため、の事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、<u>母子家庭の母の自立</u>と生活の向上を図っていく必要がある。 (3)・(4) (略) 2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) (略)

(2) 就業支援策

母子家庭等及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あつせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3)・(4) (略)

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あつせん（公共職業訓練の受講あつせんも含む。）

ア・イ (略)

ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

②～⑤ (略)

⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。

⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母等の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母等の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対し

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) (略)

(2) 就業支援策

母子家庭等及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あつせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3)・(4) (略)

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あつせん（公共職業訓練の受講あつせんも含む。）

ア・イ (略)

ウ 生活保護受給者等就労支援事業の推進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

②～⑤ (略)

⑥ 中小企業雇用安定化奨励金の活用

有期契約労働者から通常の労働者への転換を奨励するため、当該転換制度を新たに設け、実際に1人以上転換させた中小企業事業主に対して支給する中小企業雇用安定化奨励金を活用し、母子家庭の母の雇用の安定化を促進する。

⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対し

して雇入れの要請を行う。

- ⑧ 事業主に対する母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例の周知

母子家庭の母等を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

- ⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母等の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

- ⑪ (略)

- ⑫ 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から購入するよう努める。

- ⑬ (略)

- ⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。

て雇入れの要請を行う。

- ⑧ 事業主に対する母子家庭の母の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母の雇用に関する好事例の周知

母子家庭の母を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。

- ⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援

母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。

- ⑪ (略)

- ⑫ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切な配慮を行う。

- ⑬ (略)

- (新規)

(15)～(18) (略)

- (2) 都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、都道府県、市町村等が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする（実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。）。

① (略)

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：児童扶養手当受給者等）

(a) 個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施

(b) (略)

イ～オ (略)

カ 所得の増大に結びつく就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母及び寡婦に対する就業支援（実施主体：都道府県等 対象：母子家庭及び寡婦）

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金等（事業開始資金）を貸付け

また、母子家庭の母及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進（対象：母子家庭等及び寡婦）

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭等及び寡婦の雇入れを促進

(19)～(21) (略)

- (2) 都道府県及び市町村が以下の措置を講ずるに際しては、国は、都道府県及び市町村が必要なサービスを適切に受けることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする（実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。）。

① (略)

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施（実施主体：都道府県等及び市等 対象：児童扶養手当受給者等）

(a) 個々の母子家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施

(b) (略)

イ～オ (略)

カ 所得の増大に結びつく就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母及び寡婦に対する就業支援（実施主体：都道府県等 対象：母子家庭及び寡婦）

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金（事業開始資金）を貸付け

また、母子家庭の母及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進（対象：母子家庭及び寡婦）

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭及び寡婦の雇入れを促進

(c) (略) キ 母子家庭の<u>母等の雇用</u>に関する啓発活動等・情報提供 (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の<u>母等の雇用</u>について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の<u>母等の就業</u>の促進に向けた協力の要請を積極的に推進 (b) 母子家庭の母等を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の<u>母等の雇用</u>に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施 ク 母子寡婦福祉団体、NPO等に対する支援 (a)・(b) (略) (c) 母子福祉団体等の受注機会の増大への<u>努力</u> 母子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の<u>母等の就業</u>の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、<u>優先的に母子福祉団体等から購入するように努めること</u> ケ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、<u>情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意</u> ③・④ (略) (3) <u>就業の支援に関する施策の実施の状況の公表</u> 毎年一回、母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。 (4)～(6) (略)	(c) (略) キ 母子家庭の<u>母の雇用</u>に関する啓発活動等・情報提供 (a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の<u>母の雇用</u>について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の<u>母の就業</u>の促進に向けた協力の要請を積極的に推進 (b) 母子家庭の母を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施 ク 母子寡婦福祉団体、NPO等に対する支援 (a)・(b) (略) (c) 母子福祉団体等の受注機会の増大への<u>配慮</u> 母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の<u>母の就業</u>の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体が物品やサービスを購入場合には予算の適正な使用に留意しつつ、<u>適切に配慮</u> (新規) ③・④ (略) (新規) (3)～(5) (略)
--	--